

令和6年3月津山市議会定例会

議 案 書

議案 番号	件名	ページ 数
議案 第108号	津山市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例	5
議案 第109号	津山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例並びに津山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	7
議案 第110号	津山市手数料条例の一部を改正する条例	11
議案 第111号	津山市交通安全対策会議条例を廃止する条例	15
議案 第112号	津山市介護保険条例の一部を改正する条例	17
議案 第113号	津山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	21
議案 第114号	津山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	33
議案 第115号	津山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	39
議案 第116号	津山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	45
議案 第117号	津山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	51
議案 第118号	津山市建築関係手数料条例の一部を改正する条例	55
議案 第119号	津山市公民館条例の一部を改正する条例	57
議案 第120号	津山市監査委員条例の一部を改正する条例	59
議案 第121号	生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	61
議案 第122号	岡山市及び津山市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について	63
議案 第123号	定住自立圏形成協定の変更について	65
議案 第124号	定住自立圏形成協定の変更について	67
議案 第125号	定住自立圏形成協定の変更について	69

議案 第126号	定住自立圏形成協定の変更について	71
議案 第127号	定住自立圏形成協定の変更について	73
議案 第128号	津山市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	75
議案 第129号	損害賠償の額を定めることについて	81
議案 第130号	財産の処分について	83
議案 第131号	指定管理者の指定期間の変更について	85
議案 第132号	市道路線の認定について	87
議案 第133号	津山市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	89
議案 第134号	小学校教師用指導書等の購入について	91
議案 第135号	小学校教師用指導書等の購入について	93

津山市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

津山市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例

津山市執行機関の附属機関設置条例（昭和62年津山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

津山市文化財保存活用 地域計画審議会	津山市文化財保存活用地域計画に関する事項の審議及び答申に関する事務
-----------------------	-----------------------------------

を

」

「

津山市文化財保存活用 地域計画審議会	津山市文化財保存活用地域計画に関する事項の審議及び答申に関する事務
津山市総合計画審議会	総合計画の策定に関する事項の審議及び答申に関する事務

に改める。

」

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

津山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例並びに津山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月26日提出

津山市長 谷 口 圭 三

津山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例並びに
津山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(津山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 津山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年津山市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第28条を第30条とし、第23条から第27条までを2条ずつ繰り下げ、第25条の前に次の1条を加える。

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第24条 給与条例第17条の規定は、任期の定めが6月以上の第1号会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第17条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日現在において以前6月以内の第1号会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第17条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第22条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、「それぞれの」を「それぞれその」に、「6か月」を「6月」に改め、同条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条を第21条とする。

第19条第2項中「第21条」を「第22条」に改め、同条を第20条とする。

第18条第2項及び第3項中「第21条」を「第22条」に改め、同条第4項中「1か月」を「1月」に、「第21条」を「第22条」に改め、同条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条中「第21条」を「第22条」に改め、同条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条 給与条例第17条の規定は、任期の定めが6月以上の第2号会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第17

条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

付則第3項中「及び第22条」を「及び第23条」に改める。

付則第4項から第6項までの規定中「第22条」を「第23条」に改め、付則に次の1項を加える。

(期末手当の特例)

- 7 令和5年12月に支給する期末手当に限り、第14条及び第23条において準用する給与条例第16条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の132」とする。

(津山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 津山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年津山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の津山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「新条例」という。）付則第7項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合には、改正前の津山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(津山市職員の懲戒に関する条例の一部改正)

- 4 津山市職員の懲戒に関する条例（昭和27年津山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第17条から第20条まで」を「第18条から第21条まで」に改める。

津山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

津山市手数料条例の一部を改正する条例

津山市手数料条例（平成12年津山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項第3号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項中第34号を第36号とし、第8号から第33号までを2号ずつ繰り下げ、同項第7号中「受理した書類」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示した書類」を加え、同号を同項第9号とし、同項第6号中「証明書又は」を「証明書、」に改め、「事項の証明書」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円
- (7) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）にお

ける当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円

第4条中「第2条第1項第33号」を「第2条第1項第35号」に改める。

第7条第1項から第3項までの規定中「第2条第1項第26号」を「第2条第1項第28号」に改める。

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

津山市交通安全対策会議条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

津山市交通安全対策会議条例を廃止する条例

津山市交通安全対策会議条例（昭和46年津山市条例第34号）は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

津山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提出

津山市長 谷 口 圭 三

津山市介護保険条例の一部を改正する条例

津山市介護保険条例（平成12年津山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「36,000円」を「32,760円」に改め、同項第2号中「54,000円」を「49,320円」に改め、同項第3号中「54,000円」を「49,680円」に改め、同項第6号イ及び第7号イ中「若しくは第9号イ」を「、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」に改め、同項第8号イ中「次号イ」の次に「、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」を加え、同項第9号ア中「600万円」を「420万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ、第11号イ若しくは第12号イ」を加え、同項第10号中「144,000円」を「172,800円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第9号の次に次の3号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 年額136,800円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 年額151,200円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 年額165,600円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,600円」を「20,520円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,600円」を「20,520円」に、「36,000円」を「34,920円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,600円」を「20,520円」に、「50,400円」を「49,320円」に改める。

第6条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号まで」を「第39条第1項第1号から第13号まで」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

津山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

津山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

津山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年津山市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項第5号中「第66条」を「第66条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第8条中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項第2号中「磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第204条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第25条第1項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第35条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条第2項第4号中「の」を「に規定する」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第25条第1項第9号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第48条第3項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項及び第6項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第49条中「同一敷地内の」を削る。

第52条第1項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第52条第1項第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の4中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の9第1項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の19第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第60条の9第1項第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第60条の24第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の30第1項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の37第2項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第60条の30第1項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第63条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第66条第2項中「指定介護療養型医療施設」の前に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第67条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第71条第1項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第80条第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第71条第1項第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第83条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第84条第1項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地

内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第113条」の次に「、第193条第3項」を加える。

第93条第1項第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第107条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第112条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第122条中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第126条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第129条中「及び第105条」を「、第105条及び第107条の2」に改める。

第131条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

- (1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
 - ア 利用者の安全及びケアの質の確保
 - イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
 - ウ 緊急時の体制整備
 - エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検
 - オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修
- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第132条中「同一敷地内にある」を削る。

第148条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種

協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第150条中「及び第100条」を「、第100条及び第107条の2」に改める。

第152条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第153条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第166条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第167条中「同一敷地内にある」を削る。

第168条第5号及び第6号中「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第173条を次のように改める。

(協力医療機関等)

第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、

入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第178条中「及び第60条の17第1項から第4項まで」を「、第60条第1項から第4項まで及び第107条の2」に改める。

第188条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第190条中「第60条の17第1項から第4項まで」の次に「、第107条の2」を加える。

第191条中「省令第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第192条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第193条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第198条第1項第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、

第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第203条中「及び第107条」を「、第107条及び第107条の2」に改める。

第204条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項第2号及び第204条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の第35条第3項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第93条第1項第7号及び第198条第1項第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、第107条の2（第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、第173条第1項（第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

津山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

津山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

津山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年津山市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設（、「附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」及び「をいう。第45条第6項において同じ。）」を削る。

第11条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第2項第2号中「磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第33条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1項を加える。

(3) 第43条第1項第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条第1項第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号

の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第45条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第46条第1項中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（津山市指定地域密着型サービス基準等条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（津山市指定地域密着型サービス基準等条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（同基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第54条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催する

とともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第64条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第73条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第80条中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第84条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染

症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第87条中「及び第62条」を「、第62条及び第64条の2」に改める。

第92条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項第2号及び第92条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の第33条第3項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の第54条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の第64条の2（第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

津山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

津山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

津山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援
等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
(平成26年津山市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者で
ある指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」と
いう。)」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係
る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数
の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以
下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定
する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前
項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定
により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項に
おいて「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主
任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場
合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に
規定する管理者とすることができる。

- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、
次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職
務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防
支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加
え、同条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定

介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第12条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条各号列記以外の部分中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に「(第32条第1項第33号の規定を除く。)」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第24条第3項中「第32条第9号」を「第32条第1項第11号」に改める。

第30条第2項第1号中「第32条第14号」を「第32条第1項第16号」に改め、同項第2号イ中「第32条第7号」を「第32条第1項第9号」に改め、同号ウ中「第32条第9号」を「第32条第1項第11号」に改め、同号エ中「第32条第15号」を「第32条第1項第18号」に改め、同号オ中「第32条第16号」を「第32条第1項第19号」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を

加える。

- (3) 第32条第1項第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同項第3号及び第4号において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第1項中第28号を第32号とし、第22号から第27号までを4号ずつ繰り下げ、第21号の2を第25号とし、第19号から第21号までを3号ずつ繰り下げ、同項第18号中「第3号から第13号まで」を「第5号から第15号まで」に、「第14号」を「第16号」に改め、同号を同項第21号とし、同項第17号を同項第20号とし、同項第16号中「第14号」を「第16号」に改め、同号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

ア) 利用者の心身の状況が安定していること。

イ) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

ウ) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条第1項中第16号を第19号とし、第15号を第18号とし、第14号の2を第17号とし、第14号を第16号とし、第13号を第15号とし、同項第12号中「第16号イ」を「第19号エ」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第8号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、同項第7号中「第14号」を「第16号」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第1項に次の1号を加える。

(33) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第35条第1項中「第32条第26号」を「第32条第1項第30号」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条第4項第2号の改正規定及び第35条第1項の改正規定(「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の第23条第3項(第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

津山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

津山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

津山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年津山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地域包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援センター」という。)」を加える。

第4条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第1項第32号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「利用申込者」を「利用者」に改め、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号

列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項各号列記以外の部分中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第1項中第31号を第33号とし、同項第30号中「により」を「に基づき、地域包括支援センターの設置者である」に改め、同号を同項第32号とし、同項中第18号から第29号までを2号ずつ繰り下げ、同項第17号中「第3号から第12号まで」を「第5号から第14号まで」に、「第13号」を「第15号」に改め、同号を同項第19号とし、同項第16号を同項第18号とし、同項第15号中「第13号」を「第15号」に改め、同号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

ア) 利用者の心身の状況が安定していること。

イ) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

ウ) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第1項中第15号を第17号とし、第3号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第1号中「第15条第1項第13号」を「第15条第1項第15号」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第1項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第1項中「第15条第28号」を「第15条第1項第30号」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

付則第1項中「第15条第1項第20号」を「第15条第1項第22号」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条第4項第2号の改正規定及び第33条第1項の改正規定（「(電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の第24条第3項(第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

津山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提出

津山市長 谷 口 圭 三

津山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津山市国民健康保険条例（昭和44年津山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条の3の見出しを「(基礎賦課総額)」に改め、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「(一般被保険者に係るものに限る。)」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「岡山県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに岡山県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。)」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)」を削る。

第10条（見出しを含む。）中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号及び第3号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の2から第13条の7までを次のように改める。

第13条の2から第13条の6まで 削除

(基礎賦課限度額)

第13条の7 第10条の基礎賦課額は、650,000円を超えることができない。

第13条の8の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であつて、岡山県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第13条の9の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第13条の10の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の11の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項各号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の12から第13条の16までを次のように改める。

第13条の12から第13条の15まで 削除

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第13条の16 第13条の9の後期高齢者支援金等賦課額は、240,000円を超えることができない。

第13条の17第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条中「若しくは第13条の2」、「若しくは第13条の12」及び「若しくは第13条の5」を削る。

第19条第1項各号列記以外の部分中「又は第13条の2」を削り、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第3項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の12」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第4項中「又は第13条の2」を削る。

第19条の3第1項中「又は第13条の5」を削り、同条第3項中「又は第13条の5」、「又は第13条の14」及び「、「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第13条の

5」を削り、同条第6項中「又は第13条の5」、「又は第13条の14」及び「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」とを削る。

第19条の4第1項中「又は第13条の2」を削り、同条第3項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の12」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第13条の2」を削り、同条第7項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の12」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第8項中「又は第13条の2」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の津山市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

津山市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

津山市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

津山市建築関係手数料条例（平成12年津山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第2条に次の2号を加える。

(69) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請手数料 1件につき28,000円

(70) 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定による道路内における建築の制限の適用除外に係る大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請手数料 1件につき28,000円

第5条第1号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第6条の見出しを「(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料の徴収)」に改め、同条各号列記以外の部分及び同条第1号から第7号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第8号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別表第14備考第2項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

津山市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

津山市公民館条例の一部を改正する条例

津山市公民館条例（昭和29年津山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

「

第2条の表中	津山市院庄公民館	津山市神戸187番地4	を
	神戸山根分館	津山市神戸146番地6	

」

「

津山市院庄公民館	津山市神戸187番地4	に、
----------	-------------	----

」

「

津山市高倉公民館	津山市下高倉西58番地4	を
下高倉西分館	津山市下高倉西1786番地	

」

「

津山市高倉公民館	津山市下高倉西58番地4	に改める。
----------	--------------	-------

」

付 則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。

津山市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

津山市監査委員条例の一部を改正する条例

津山市監査委員条例（昭和39年津山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号中「第243条の2第2項」を「第243条の2の7第2項」に改め、同条第15号中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改め、同条中第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

- (17) 法第243条の2第8項の規定による検査の結果について、会計管理者に報告を求めること。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(津山市水道条例の一部改正)

第1条 津山市水道条例（平成9年津山市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号及び第37条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(津山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正)

第2条 津山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成24年津山市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

岡山市及び津山市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、岡山市及び津山市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を次のとおり変更するものとする。

別表Ⅲ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上の表中

「

教育・文化・スポーツの振興

」

を

「

福祉サービスの向上	
取組内容	誰もが暮らしやすい圏域づくりに向け、子育て環境の充実や高齢社会に対応した福祉サービスの充実に取り組む。
甲の役割	乙と協力し、福祉サービスの向上に取り組む。
乙の役割	甲と協力し、福祉サービスの向上に取り組む。
教育・文化・スポーツの振興	

」

に改める。

付 則

この変更は、令和6年4月1日から適用する。

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

定住自立圏形成協定の変更について

鏡野町との間において締結した定住自立圏形成協定を次のとおり変更したいので、津山市議会の議決すべき事件に関する条例（平成27年津山市条例第31号）第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

別表第1の(2)の表障害者（児）支援体制の推進の部甲の役割の項中「また、」の次に「児童発達支援センター機能強化事業や」を加え、同別表の(8)の表中「相互利用事業」の次に「、電子書籍貸出サービス事業」を加える。

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

定住自立圏形成協定の変更について

勝央町との間において締結した定住自立圏形成協定を次のとおり変更したいので、津山市議会の議決すべき事件に関する条例（平成27年津山市条例第31号）第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

別表第1の(2)の表障害者（児）支援体制の推進の部甲の役割の項中「整備し」の次に「、また、児童発達支援センター機能強化事業を実施し」を加え、同別表の(8)の表中「相互利用事業」の次に「、電子書籍貸出サービス事業」を加える。

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

定住自立圏形成協定の変更について

奈義町との間において締結した定住自立圏形成協定を次のとおり変更したので、津山市議会の議決すべき事件に関する条例（平成27年津山市条例第31号）第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

別表第1の(2)の表障害者（児）支援体制の推進の部甲の役割の項中「整備し」の次に「、また、児童発達支援センター機能強化事業を実施し」を加え、同別表の(8)の表中「相互利用事業」の次に「、電子書籍貸出サービス事業」を加える。

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

定住自立圏形成協定の変更について

久米南町との間において締結した定住自立圏形成協定を次のとおり変更したいので、津山市議会の議決すべき事件に関する条例（平成27年津山市条例第31号）第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

別表第1の(2)の表障害者（児）支援体制の推進の部甲の役割の項中「また、」の次に「児童発達支援センター機能強化事業や」を加え、同別表の(8)の表中「相互利用事業」の次に「、電子書籍貸出サービス事業」を加える。

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

定住自立圏形成協定の変更について

美咲町との間において締結した定住自立圏形成協定を次のとおり変更したので、津山市議会の議決すべき事件に関する条例（平成27年津山市条例第31号）第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

別表第1の(2)の表障害者（児）支援体制の推進の部甲の役割の項中「また、」の次に「児童発達支援センター機能強化事業や」を加え、同別表の(8)の表中「相互利用事業」の次に「、電子書籍貸出サービス事業」を加える。

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

津山市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

津山市過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）の一部を次のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

「3 産業の振興」の（4）事業計画の表の一部を次のとおり変更する。

変更前	(4) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)				
	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	2 産業の 振興	(9) 観光又は レクリエー ション	梅の里公園 屋外木製 階段及び手すり改修	津山市	旧久米町
略					
変更後	(4) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)				
	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	2 産業の 振興	(4) 地場産業 の振興 加工施設	梅の里加工施設更新事 業	津山市	旧久米町
			(9) 観光又は レクリエー ション		
略					

「6 生活環境の整備」の（3）事業計画の表の一部を次のとおり変更する。

変	(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)				
	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考

更 前	5 生活環境の整備	(2) 下水道処理施設	公共下水道久米処理区事業	津山市	旧久米町
		公共下水道	略		
		農業集落排水施設	略		
変 更 後	(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)				
	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	管路更新事業	津山市	旧加茂町
			施設整備事業	津山市	旧加茂町
		(2) 下水道処理施設 公共下水道	公共下水道久米処理区事業	津山市	旧久米町
			農業集落排水施設	略	
略					

「7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の(3)事業計画の表の一部を次のとおり変更する。

変 更 前	(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)				
	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人ホーム	略		
勝田郡老人福祉施設組合負担金(養護老人ホーム塩手荘大規模改修事業)			勝田郡老人福祉施設組合	旧勝北町	
略					
	(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)				
	持続的発展	事業名	事業内容	事業	備考

変更後	施策区分	(施設名)	主体		
	6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人ホーム	略		
			勝田郡老人福祉施設組合負担金（養護老人ホーム塩手荘大規模改修事業）	勝田郡老人福祉施設組合	旧勝北町
			養護老人ホーム静香園改修事業	久米老人ホーム組合	過疎地域
	略				

「9 教育の振興」の（3）事業計画の表の一部を次のとおり変更する。

変更前	(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）					
	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
	8 教育の振興	(1) 学校教育 関連施設 校舎	加茂小学校空調改修	津山市	旧加茂町	
			加茂中学校大規模改修	津山市	旧加茂町	
			秀実小学校大規模改修	津山市	旧久米町	
			久米中学校大規模改修	津山市	旧久米町	
			戸島学校食育センター施設・設備改修事業	津山市	過疎地域	
		(3) 集会施設、 体育施設等 公民館 集会施設 体育施設	略			
			倭文ふれあい学習館改修事業	津山市	旧久米町	
			略			
			加茂町武道館柔道場改修	津山市	旧加茂町	
			略			
			勝北総合スポーツ公園 グレードアップ事業	津山市	旧勝北町	
	略					
	略					
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）						
持続的発展	事業名	事業内容	事業	備考		

施策区分	(施設名)		主体	
8 教育の 振興	(1) 学校教育 関連施設 校舎	加茂小学校空調設備改修事業	津山市	旧加茂町
		加茂中学校大規模改修事業	津山市	旧加茂町
		広戸小学校空調設備改修事業	津山市	旧勝北町
		新野小学校特別教室空調設備設置事業	津山市	旧勝北町
		勝加茂小学校特別教室空調設備設置事業	津山市	旧勝北町
		勝北中学校特別教室空調設備設置事業	津山市	旧勝北町
		勝北中学校テニスコート改修事業	津山市	旧勝北町
		秀実小学校大規模改修事業	津山市	旧久米町
		秀実小学校特別教室空調設備設置事業	津山市	旧久米町
		番松小学校特別教室空調設備設置事業	津山市	旧久米町
		中正小学校特別教室空調設備設置事業	津山市	旧久米町
		久米中学校大規模改修事業	津山市	旧久米町
		久米中学校特別教室空調設備設置事業	津山市	旧久米町
		給食施設	戸島学校食育センター施設・設備改修事業	津山市
	草加部学校食育センター蒸気配管改修事業		津山市	過疎地域
	(3) 集会施設、 体育施設等 公民館 集会施設 体育施設	略		
		倭文ふれあい学習館改修事業	津山市	旧久米町
		加茂町スポーツセンター体操練習場空調設備設置事業	津山市	旧加茂町
		略		

		加茂町武道館柔道場改修事業	津山市	旧加茂町
		略		
		勝北総合スポーツ公園グレードアップ事業	津山市	旧勝北町
		勝北スポーツ公園施設管理用車両更新事業	津山市	旧勝北町
		略		
		略		

「12 再生可能エネルギーの利用の推進」に(2)事業計画の表を次のとおり追加する。

変更前					
変更後	(2) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)				
	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	公共施設の脱炭素化パッケージ事業	津山市	過疎地域

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり公の営造物の管理の瑕疵による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 相手方
津山市在住者
- 2 事故の概要
令和5年11月16日午前0時30分頃、津山市高野本郷地内の農業用水合理化管が破裂したことにより、相手方の敷地内の浄化槽等を破損したものである。
- 3 損害賠償金
7,482,200円

令和6年2月26日

津山市長 谷口圭三

財産の処分について

次のとおり財産を売却したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年津山市条例第6号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の種類 | 土地 |
| 2 | 財産の所在地 | 津山市戸島地内 |
| 3 | 財産の面積 | 5,802平方メートル |
| 4 | 売却予定価格 | 97,933,903円 |
| 5 | 契約の相手方 | 大阪府大阪府中央区本町三丁目6番4号
岩谷産業株式会社
代表取締役社長執行役員 間島 寛 |

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

指定管理者の指定期間の変更について

津山市久米総合文化運動公園市民プールの指定管理者について、次のとおり指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 管理を行わせる施設
津山市中北下1253番地
津山市久米総合文化運動公園市民プール
- 2 指定する団体
岡山市北区絵図町1番50号
OSKグループ
- 3 指定の期間
変更前 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
変更後 平成31年4月1日から令和7年3月31日まで

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

整理番号	路線番号	路線名	起終点	重要な経過地
1	A281	東津山城東281号線	野介代497-13地先 野介代497-16地先	
2	G262	佐良山262号線	種617-1地先 種479-1地先	
3	G263	佐良山263号線	種667-3地先 種632-1地先	
4	Q307	高野307号線	高野山西698-5地先 高野山西698-7地先	
5	T264	河辺264号線	国分寺309-17地先 国分寺309-27地先	
6	T265	河辺265号線	国分寺309-19地先 国分寺309-21地先	

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

津山市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

特定の事務を取り扱う郵便局について、次のとおり指定したいので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律120号。以下「法」という。）第3条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定する郵便局の名称及び所在地
イオンモール津山内郵便局
津山市河辺1000番地1
- 2 指定する郵便局において取り扱う事務
法第2条第6号及び第7号に規定する事務
- 3 事務を取り扱う期間

令和6年9月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の3月前までに、津山市及び日本郵便株式会社のいずれもが書面により事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

小学校教師用指導書等の購入について

小学校教師用指導書等を購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年津山市条例第6号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 購入物件 | 小学校教師用指導書及び教科書 |
| 2 購入数量 | 3,429冊 |
| 3 納入場所 | 津山市立西小学校ほか10校 |
| 4 購入価格 | 29,957,287円 |
| 5 契約の相手方 | 津山市本町2丁目20番地
株式会社柿木書店
代表取締役 柿木純倫 |

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

小学校教師用指導書等の購入について

小学校教師用指導書等を購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年津山市条例第6号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 1 購入物件 | 小学校教師用指導書及び教科書 |
| 2 購入数量 | 3,740冊 |
| 3 納入場所 | 津山市立東小学校ほか11校 |
| 4 購入価格 | 31,956,172円 |
| 5 契約の相手方 | 津山市堺町4番地
有限会社照文堂書店
代表取締役 春名 淳 |

令和6年2月26日提出

津山市長 谷口圭三

